

改正後

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【表面】

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

（平成 年分）氏名

1 寄附金控除額の計算

寄附金の区分等 控除の計算	寄附金	適用対象額 （最高1千万円）	①		円	「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の上以外の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。 （注）申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の上以外の寄附金の額と同額になります。 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の震災関連寄附金の額を転記してください。 申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。 （注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額（特別控除前の金額） なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑧の金額を転記してください。
		①以外の寄附金の額	②			
		① + ②	③			
		震災関連寄附金の額	④			
		所得金額の合計額	⑤			
		⑤ × 40%	⑥			
		③と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦			
		⑤ × 80%	⑧			
		④ + ⑦	⑨			
		⑧と⑨のいずれか少ない方の金額	⑩			
		寄附金控除額 （⑩ - 2千円）	⑪		（赤字のときは0）	
	取得費の調整対象額の計算		⑥ - ②	⑫	（赤字のときは0）	
			①と⑫のいずれか少ない方の金額	⑬		
			取得費の調整対象額 （⑬ - 2千円）	⑭		

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定 新規株式の銘柄		④	⑤	⑥	合 計 （④+⑤+⑥）
適用対象額（注1）		⑮			
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑮の⑮／合計の⑮ %	⑯の⑯／合計の⑯ %	⑰の⑰／合計の⑰ %	100.00 %
	⑬ × ⑮	⑮×⑮の⑮ 円	⑯×⑮の⑮ 円	⑰×⑮の⑮ 円	⑮ 円
	2千円控除の内訳（注2）	⑱			2,000
	取得費の調整対象額 （⑰ - ⑱）	⑲			—

（注1） ⑮欄には、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。
（注2） ⑱欄は、④から⑥の合計額が2,000円となるように記入してください。

税務署整理欄

資産課税部門

改正前

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書【表面】

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

（平成 年分）氏名

1 寄附金控除額の計算

寄附金の区分等 控除の計算	寄附金	適用対象額 （最高1千万円）	①		円	「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の上以外の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。 （注）申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の上以外の寄附金の額と同額になります。 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の震災関連寄附金の額を転記してください。 申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。 （注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額（特別控除前の金額） なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑧の金額を転記してください。
		①以外の寄附金の額	②			
		① + ②	③			
		震災関連寄附金の額	④			
		所得金額の合計額	⑤			
		⑤ × 40%	⑥			
		③と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦			
		⑤ × 80%	⑧			
		④ + ⑦	⑨			
		⑧と⑨のいずれか少ない方の金額	⑩			
		寄附金控除額 （⑩ - 2千円）	⑪		（赤字のときは0）	
	取得費の調整対象額の計算		⑥ - ②	⑫	（赤字のときは0）	
			①と⑫のいずれか少ない方の金額	⑬		
			取得費の調整対象額 （⑬ - 2千円）	⑭		

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定 新規株式の銘柄		④	⑤	⑥	合 計 （④+⑤+⑥）
適用対象額（注1）		⑮			
取得費の調整対象額の計算	各控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑮の⑮／合計の⑮ %	⑯の⑯／合計の⑯ %	⑰の⑰／合計の⑰ %	100.00 %
	⑬ × ⑮	⑮×⑮の⑮ 円	⑯×⑮の⑮ 円	⑰×⑮の⑮ 円	⑮ 円
	2千円控除の内訳（注2）	⑱			2,000
	取得費の調整対象額 （⑰ - ⑱）	⑲			—

（注1） ⑮欄には、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。
（注2） ⑱欄は、④から⑥の合計額が2,000円となるように記入してください。

税務署整理欄

資産課税部門

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）